

## ■ 「れんきょう」発足経緯

平成7年（1995年）の阪神淡路大震災において、全国から集まった数千人のボランティアが目覚ましい働きをし、ボランティアの役割の大切さが国民に広く認識されることになりました。

その結果、平成10年3月25日に、ボランティア団体が社会的に重要な役割を担い得ることが注目され、特定非営利活動促進法（NPO法）が交付されました。

これによりボランティア活動をはじめ様々な非営利的活動を行なう市民活動団体に対し、法人格を付与することができる新しい制度が誕生しました。

また、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方が主体となって自己決定と自己責任を原則とした創造性豊かなまちづくりをしていくことが求められ、行政の力だけではなく、目的と責任を共有した市民活動団体等との協働が不可欠になっていきました。

さらに、平成13年（2001年）、国連においてこの年がボランティア国際年と制定される動きの中で、ボランティアへの行政の関与について関心がさらに高まり、秦野市においても市議会で活発な議論がされました。

こうした内外の動きの中から、秦野市において、平成13年度、ボランティア団体と行政との連携を所管する組織である「市民活動推進室」が新設されました。

この組織の特徴は、従来は福祉ボランティアは福祉部門、環境ボランティアは環境部門が担当するという、いわゆる縦割りの所管を撤廃し、あらゆるジャンルのボランティア団体を一元的に所管し、様々なジャンルのボランティア団体等の活動ノウハウを結集し、密接な連携の下で、行政とボランティア団体等との協働による、行政サービスや民間営利企業によるサービスといった既存の市民サービスの枠を飛び出した、新たな市民サービスの制度設計をするというものでした。

平成13年4月の市民活動推進室発足から2か月後、行政とボランティア団体との協働について議論を重ね、「今後協働のパートナーとなるボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互の

信頼関係を構築するための顔の見える関係づくりがまず必要と考え、そうした地道な基礎固めがあって初めて様々な将来の展望が開ける。」という結論に達し、ボランティア団体の連絡組織をつくっていくことになりました。

その後は、ボランティア団体の把握・リストアップから始まり、全ての市民活動団体に連絡組織の趣旨説明を行い、賛同いただいた団体の人員構成、活動内容等をまとめ、連絡組織結成の基礎固めを行っていきました。

そうした中で、複数の団体から、「発足までの間に準備会あるいは世話人会といった連絡組織発足のための準備組織をつくり、役員体制や活動内容等の協議を行うことが円滑なスタートになるのではないか。」との意見をいただき、この意見に沿って世話人会を組織しました。

この世話人会は複数回開催し、連絡組織の理念、目的、活動内容等の大筋を示し、発足に向けての重要な役割を果たしました。

そうした経過を踏まえ、平成13年9月、「顔の見える活動に向けて」を基本方針とし、「市民活動団体が相互に交流を重ねることにより、活動の広がりや活性化を促進し、互いを理解しながらパートナーシップの関係を形成し、活力あふれる地域社会の発展に役立てること」を目的とする、市内の様々なジャンルのボランティア団体が一堂に会する「はだの市民活動団体連絡協議会」、通称「れんきょう」が発足しました。